

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

2017 年 3 月号

知的財産高等裁判所長を退官して



森・濱田松本法律事務所
知的財産高等裁判所前所長
弁護士 設楽 隆一
TEL. 03 6213 8135
ryuichi.shitara@mhmjapan.com

本年 1 月に知的財産高等裁判所長を定年退官し、2 月 15 日から森・濱田松本法律事務所
に在籍することになりました。

知財高裁に在任中は、いろいろとお世話になりまして、どうもありがとうございました。
東京地裁知財部に 4 回、知財高裁に 2 回在籍し、裁判官として知財事件を担当する
期間が長かったこともあり、これからは、その経験を活かして、弁護士として、知財事
件の適正迅速な解決のために尽力したいと考えています。

知財高裁在任中は、FRAND 宣言をした標準技術特許による差止めや損害賠償請求に
ついて判断をした iPhone 事件、延長登録が認められる要件について判断をしたベヴァ
シズマブ事件、医薬品の製法について均等論適用の要件を判断したマキサカルシトール
事件、そして延長登録された特許権の効力範囲について判断をしたオキサリプラティヌ
ム事件と、4 つの知財高裁大合議判決に裁判官あるいは裁判長として関与しました。い
ずれの事件も知財高裁大合議判決として皆で大いに議論をし、判決となったものであり、
思い出に残る事件であります（その詳細は、別な機会に譲りたいと思います。）。

幸いに、iPhone 事件は、知財高裁の判決が確定し、ベヴァシズマブ事件は、最高裁
判決により、知財高裁の判決が支持されました。¹

知財高裁所長として、平成 26 年 6 月から本年 1 月まで在籍しましたが、この間、多
数の国際会議に出席し、欧米の知財裁判官や弁護士、学者の皆様と親しく交流し、また、
知財高裁を訪問する多数の欧米やアジアの知財関係者の皆様とも交流をしてきました。

国際会議の中では、歴史的な建物が多いイギリスのケンブリッジ大学で開催されたフ
ォードム大学の知財シンポジウム、東京で開催された 5 か国模擬裁判とパリで開催され
た日欧模擬裁判、それにミラノで開催された AIPPI の総会、さらにはシアトルで開催さ
れた CASRIP のシンポジウム、ミュンヘンと東京でそれぞれ開催された日独シンポジウ
ム、ワシントン DC の CAFC で開催された知財シンポジウム、韓国の特許法院主催のシ
ンポジウムなどが印象に残るところです。

特に、2015 年 4 月に東京で開催された FRAND 宣言をした標準技術特許をテーマと
した 5 か国模擬裁判は、大変タイムリーなものでしたが、日米欧の裁判所が異なる理論

¹ マキサカルシトール事件については、平成 29 年 3 月 24 日に最高裁判決が言い渡される予定となっ
ています。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

に基づき、同じ方向で結論を出していることが印象に残りました。²また、パリの日欧模擬裁判では、英独仏と日本の特許権侵害訴訟における証拠収集手続きの実務の運用とその違いが明瞭にわかり、大変参考となりました。³

また、知財高裁では、ここ数年、アジア特に ASEAN 各国からの知財関係の訪問者が激増しています。その詳細は、知財高裁のホームページのトピックスに掲載されています。そして、昨年は、インドネシアの法務大臣、インドの最高裁長官と最高裁判事2名や法務長官などの要人も、知財高裁を訪問され、インドネシアの裁判所における知財訴訟の強化、インドにおける知財高裁の設立などを熱く語っていかれたのが印象的でした。また、ダイナミックに変わりつつある中国からの知財関係者も、毎年、知財高裁を訪問するなど、アジアがここ数年大きく変わりつつあることを実感しました。

今年の10月末には、最高裁や法務省などがアジア知財シンポジウムを開催するなど、アジアブームはこれからしばらく続きそうな様子です。

今年の2月から弁護士となり、森・濱田松本法律事務所に在籍することになりましたので、弁護士としても、これらの国際交流で培われた人脈とその経験を生かして、日本の知財訴訟の国際的な地位のアップを図るため、何らかの貢献をしていければと考えています。

(弁護士 設楽 隆一)

² 5か国模擬裁判の詳細は、L&T 69号40頁以下に掲載されています。

³ 日欧模擬裁判の詳細は、近刊のL&T 75号で報告する予定です。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

知財高裁大合議が期間延長登録後の製剤特許の権利範囲を判断
— 知財高判平成 29 年 1 月 20 日（平成 28 年（ネ）第 10046 号）（特別部） —

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------------------------|
| I. 事案の概要 | 森・濱田松本法律事務所 |
| II. 背景および問題の所在 | 弁護士 飯塚 卓也 |
| III. 知財高裁大合議判決における
争点に対する判断 | TEL. 03 5223 7724
takuya.iizuka@mhmjapan.com |
| IV. 実務に対する影響と留意点 | |

I. 事案の概要

控訴人（1 審原告）デビオファーム・インターナショナル・S.A.（スイス法人）は、被控訴人（1 審被告）東和薬品に対し、特許「オキサリプラチニムの医薬的に安定な製剤」（特許 3547755 号）の侵害を主張し、被控訴人のオキサリプラチン静注医薬品「トローワ」（被告製品）の製造・販売の差止を求めて東京地裁に提訴した。紹介するのは、原告の請求を棄却した地裁判決（東地判平 28・3・30（平 27（ワ）12414）に対する控訴審判決である。

特許発明は、有効成分の濃度と溶媒の pH を数値で限定した、腸管外経路投与用オキサリプラチンの水溶液からなる製剤であり、製剤としての安定性を目的とする発明である。

同特許の特許期間は本来平成 27 年 8 月 7 日までだったが、適応症の追加承認処分を理由とする複数の特許期間延長登録出願（特許法 67 条の 2①）がなされている。なお、いずれの承認処分も、専用実施権者の製造・販売している、水とオキサリプラチンのみを成分し、他に添加剤を含まない医薬品「エルプラット」に対する承認処分を理由としてなされた。

被告製品は、後発医薬品であり、「エルプラット」との生物学的同等性が確保されているが、オキサリプラチンの安定性を向上させる目的で、濃グリセリンが添加されている点でエルプラットとは成分が相異なる（濃グリセリンの添加につき被告は特許を有している）。

原審は、延長登録後の特許権の効力が、延長登録の理由とされた承認処分の対象物による実施に限定されることを定めた特許法 68 条の 2 を理由として、濃グリセリンを含有する被告製品には本件特許権が及ばないと判断して 1 審原告の請求を棄却した。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

II. 背景および問題の所在

1. 特許法 68 条の 2 の制度趣旨

事業者が医薬品等を製造・販売等するためには薬機法（旧薬事法）等による製造承認を要し、それ故に、特許権者であっても、必要な承認が得られるまで特許発明を実施できないことがある。その不利益を補償するため、特許法 67 条の 2①では、承認処分のために実施できなかった期間につき、5 年を上限に特許期間を延長することが認められている。

一方、延長された特許の権利範囲については、実施の意思と能力があったにもかかわらず実施ができなかった実施態様の範囲で保護すれば足るとの考慮から、68 条の 2 では、延長登録の理由となった処分の対象物による実施の範囲を超えて延長後の特許権が及ばないことが定められている。

同条については、67 条の 3 の延長登録拒絶理由の意義について判示した知財高判平 26 年 5 月 30 日（ベバシズマブ事件）の大合議判決の傍論で、権利範囲を画する「処分の対象になった物」とは、成分を対象とした特許発明に限定した解釈としてであるが、「成分（有効成分に限らない。）」⁴によって特定され、かつ「用途」に係るものとして、「効能、効果」及び「用法、用量」によって特定された実施の範囲で、効力が及ぶと述べたが、一方では、さらに、「（もとより、その均等物や実質的に同一と評価される物が含まれることは、延長登録制度の立法趣旨に照らして、当然であるといえる。）」とも判示した。このため、延長登録後の権利範囲、特に後者の「均等物や実質的に同一と評価される物」の範囲をどう判断すべきかという問題が生じていた。

2. 原審の判断

原審である東京地裁は、上記知財高裁判決の傍論を概ね敷衍し、医薬品の成分を対象とする特許発明の場合は、期間延長された特許の権利範囲は、処分対象物を、「物」に係る要素を「成分（有効成分に限らない。）及び分量」により、「用途」に係る要素を「効能、効果」及び「用法、用量」によって特定し、その範囲でのみ効力が及ぶものと解するのが相当とし、被告製品は、添加剤である濃グリセリンを含有する点で、エルプラットとは 68 条の 2 の解釈上、異なる「物」とであると判断した。

さらに、被告製品がエルプラットの「均等物や実質的に同一」と言えるか否かの点については、侵害被疑品の製造販売等の準備が開始された時点において、期間延長された特許の特許発明の種類や対象に照らして、相違点が周知技術・慣用技術の付加、削除、転換等であって、新たな効果を奏するものではないと認められるなど、当該対象物件が当該政令処分の対象となった「（当該用途に使用される）物」の均等物ない

⁴ このときは、「分量」は物を特定する要素としない旨判示していたが、最高裁は「分量」も物の同一性を判断する要素と判断したため、本件原審判決も本件判決も物の特定要素とした。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

し実質的に同一と評価される物についての実施行為にまで及ぶとの解釈を示した。そして、この特許発明の明細書の記載や審査段階の意見書等の表明を根拠に、同特許発明が製剤の安定医薬品の有効成分のみを特徴的部分とする発明ではなく、製剤に関する発明であって、医薬品の成分全体を特徴的部分とする発明であること、及び濃グリセリンの添加は、単なる周知技術や慣用技術の付加でないことを理由として原告の請求を棄却した。

Ⅲ. 知財高裁大合議判決における争点に対する判断

知財高裁特別部も、68条の2を理由に、被控訴人製品には延長登録後の特許権の効力が及ばないと判断し、1審原告の控訴を棄却した。⁵

1. 物の同一性判断基準

大合議もまた、ペバズマブ事件判決の示した傍論を概ね敷衍し、医薬品の成分を対象とする物の特許発明についての医薬品としての実質的同一性に直接関わる審査事項が、医薬品の「成分、分量、用法、用量、効能及び効果」であること、そして、物は「成分、分量」で特定されること、その「成分」は有効成分に限られないこと、ならびに、「用法、用量、効能及び効果」により「用途」が特定されることを述べ、したがって、68条の2では、「成分、分量、用法、用量、効能及び効果」において異なる部分が存在する場合には、対象製品には延長後の特許権の効力が及ばないと述べた。

2. 成分が異なる場合の実質的同一性判断基準

大合議はまた、成分が異なる場合であっても、医薬品として延長登録理由となった処分の対象であった医薬品と実質的に同一なもの⁶には延長後の特許権の効力が及ぶと述べ、「医薬品の成分を対象とする物の特許発明において、政令処分で定められた『成分』に関する差異、『分量』の数量的差異又は『用法、用量』の数量的差異のいずれか一つないし複数があり、他の差異が存在しない場合に限定した判断として」と判断の射程範囲が成分にかかる発明に限定されることを留保しつつ、「実質的同一」の判断のため以下の基準を示した。

⁵ ただし、知財高裁は、延長後の権利範囲のみならず、延長前の技術的範囲の解釈としても添加剤が含まれる製剤は権利範囲に属しないとの解釈を示している。

⁶ 原審と異なり、「均等物」という用語は使われていない。本判決でも否定されているが、均等侵害の場面ではないことを考慮し、混乱を避ける趣旨と思われる。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

僅かな差異又は全体的にみて形式的な差異かどうかは、特許発明の内容（当該特許発明が、医薬品の有効成分のみを特徴とする発明であるのか、医薬品の有効成分の存在を前提として、その安定性ないし剤型等に関する発明であるのか、あるいは、その技術的特徴及び作用効果はどのような内容であるのかなどを含む。）に基づき、その内容との関連で、政令処分において定められた「成分、分量、用法、用量、効能及び効果」によって特定された「物」と対象製品（執筆者注：被疑侵害品）との技術的特徴及び作用効果の同一性を比較検討して、当業者の技術常識を踏まえて判断すべきである。

さらに、実質的に同一なものとされるべき類型として以下の4つを掲げた。

- ① 医薬品の有効成分のみを特徴とする特許発明に関する延長登録された特許発明において、有効成分ではない「成分」に関して、対象製品が、政令処分申請時における周知・慣用技術に基づき、一部において異なる成分を付加、転換等しているような場合、
- ② 公知の有効成分に係る医薬品の安定性ないし剤型等に関する特許発明において、対象製品が政令処分申請時における周知・慣用技術に基づき、一部において異なる成分を付加、転換等しているような場合で、特許発明の内容に照らして、両者の間で、その技術的特徴及び作用効果の同一性があると認められる場合、
- ③ 政令処分で特定された「分量」ないし「用法、用量」に関し、数量的に意味のない程度の差異しかない場合、
- ④ 政令処分で特定された「分量」は異なるけれども、「用法、用量」も併せてみれば、同一であると認められる場合、

他方で知財高裁は、ポールスプライン最高裁判決の示した均等侵害の5要件は68条の2の適用に用いられないことを明示した。⁷

また、延長登録出願の手続において、延長登録された特許権の効力範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情がある場合には、実質同一が認められることはないと解されるという、68条の2の適用場面における包袋禁反言の適用可能性にも触れた。

3. 本件事案へのあてはめ

以上の基準を掲げた上で、大合議は本件事案について、以下のとおり判示した。

- ① 本件各処分の対象となった物（「エルプラット」）と被告製品とは、少なくとも、その「成分」（注：濃グリセリン）において異なる。
- ② 本件発明においては、明細書の記載に照らし、何らの添加剤も含まないこともその技術的特徴の一つであると認められるから、濃グリセリンの有無に関する差異は、

⁷ 本件と同じ特許が問題となった東京地判平成28年12月2日が均等第1要件の非充足を理由として実質的同一性を否定したことを考慮したものと思われる。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

本件発明の技術的特徴に照らし、僅かな差異であるとか、全体的にみて形式的な差異であるということではできず、エルプラットと実質的同一とは認められない。

IV. 実務に対する影響と留意点

68条の2の解釈論は、これまで傍論判示に留まるところ、侵害訴訟の場面で延長登録後の特許権の権利範囲についての判断基準を示した上で同条を適用した重要な高裁判例である。

特に、延長登録理由処分の対象医薬品と成分において相違点がある場合においてなお実質的同一性が認められて権利が及ぶ場合につき、「特許発明の内容」（発明の種類や技術的特徴・作用効果）を踏まえ、「技術的特徴及び作用効果」における同一性を比較検討するという基準を掲げた点は特徴的である。特許発明の「技術的特徴及び作用効果」を考慮して同一性を判断するという基準を文字通り理解すれば、処分の対象医薬品と侵害被疑品とがいずれも延長前の技術的範囲に属する場合においては、当該発明の「技術的特徴及び作用効果」を備えている例が多いはずなので、同一性が否定される場合はむしろ例外的であると思われる。

大合議は、この判断基準の不明確さを補うために、実質的に同一とされるべき類型を掲げる努力を行っているが、いずれも例示の域を出ないとの批判もありえ、微妙な事案において有用な基準となっているかは、今後の裁判例での活用に委ねられている。

なお、上述のとおり、本判決は自ら、その射程範囲を「医薬品の成分を対象とする物の特許発明において、政令処分で定められた『成分』に関する差異、『分量』の数量的差異又は『用法、用量』の数量的差異のいずれか一つないし複数があり、他の差異が存在しない場合に限定した判断」に限定している。したがって、用途特許や製法特許、PBPクレーム等の医薬品特許の延長後の権利範囲の判断には直ちに妥当しないことに注意する必要がある。

(弁護士 飯塚 卓也)

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

検索エンジンの検索結果の削除請求に関する最高裁決定

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 事案の概要	弁護士 上村 哲史
III. 下級審の経過	TEL. 03 6266 8508
IV. 最高裁決定の内容	tetsushi.kamimura@mhmjapan.com
V. 最高裁決定の意義と影響	

I. はじめに

2017年1月31日、インターネット上の検索エンジンの検索結果として表示されるスニペット（URLと内容の抜粋部分）等の削除請求に関して、最高裁の判断が示された。

同事件は、下級審において、いわゆる「忘れられる権利」¹にも言及されていたため、最高裁の判断に社会的な注目が集まっていた。以下では、同事件の概要及び最高裁の判断の内容等について解説する。

II. 事案の概要

本件は、インターネットの検索エンジン「Google」で、自己の住所と氏名を入力して検索すると、検索結果として、ウェブサイトのタイトルやスニペットに児童買春の容疑で逮捕された事実が表示されていたXが、Google社を相手方として、人格権（更生を妨げられない利益）の侵害を理由として、当該検索結果を仮に削除することを求めた事案である。

III. 下級審の経過

まず、さいたま地裁（さいたま地決平27・6・25判時2282号83頁）は、仮処分命令申立事件において、X側の主張する「更生を妨げられない利益」の侵害を認めて、検索結果を仮に削除することを命じた。これに対し、Google社側が保全異議を申し立てた。

その後、保全異議審において、さいたま地裁（さいたま地決平27・12・22判時2282号78頁）は、上記の仮処分決定を認可した。そして、「更生を妨げられない利益の侵害」の理由を説明する中で、我が国の裁判例としてはじめて「忘れられる権利」に言及し、

¹ 忘れられる権利とは、時の経過により忘れられることを求める権利であり、具体的には、主にインターネット上の情報について、個人が自己に関する情報の削除を求める権利である。EU一般データ保護規則第17条（2018年5月25日施行）では、「消去権（忘れられる権利）(Right to erasure ('right to be forgotten'))」として、一定の要件の下で個人データの削除と当該データの拡散の中止を求める権利が認められている。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

「一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、公正を妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』を有する」と説示した。

これを不服として、Google 社側が東京高裁に抗告したところ、東京高裁（東京高決平 28・7・12 判タ 1429 号 112 頁）は、以下のとおり説示し、さいたま地裁の仮処分決定を取り消した。

①『忘れられる権利』は、そもそも我が国において法律上の明文の根拠がなく、その要件及び効果が明らかではない。…よって、人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求の存否とは別に、『忘れられる権利』を一内容とする人格権に基づく妨害排除請求権としての差止請求権の存否について独立して判断する必要はない。」とし、②「名誉権ないしプライバシー権の侵害に基づく差止請求（本件検索結果の削除等請求）の可否を決するに当たっては、削除等を求める事項の性質（…）、公表の目的及びその社会的意義、差止めを求める者の社会的地位や影響力、公表により差止請求者に生じる損害発生の明白性、重大性及び回復困難性等だけでなく、上記のようなインターネットという情報公表ないし伝達手段の性格や重要性、更には検索サービスの重要性等も総合考慮して決するのが相当である」とした上、③「本件犯行は、…社会的関心の高い行為であり、…いまだ公共の利害に関する事項である」、「本件犯行は真実であるし、本件検索結果の表示が公益目的でないことが明らかであるとはいえない」として名誉権の侵害に基づく差止請求を否定するとともに、「本件犯行は、その発生から既に 5 年が経過しているものの、相手方の名前及び住所地の県名により検索し得るものであり、そもそも現状非公知の事実としてプライバシーといえるか否かは疑問である。」、「前記のとおり本件犯行はいまだ公共性を失っていないことに加え、本件検索結果を削除することは、そこに表示されたリンク先のウェブページ上の本件犯行に係る記事を個別に削除するのとは異なり、当該ウェブページ全体の閲覧を極めて困難ないし事実上不可能にして多数の者の表現の自由及び知る権利を大きく侵害し得るものであること、本件犯行を知られること自体が回復不可能な損害であるとしても、そのことにより相手方に直ちに社会生活上又は私生活上の受忍限度を超える重大な支障が生じるとは認められないこと等を考慮すると、表現の自由及び知る権利の保護が優越するというべきである」としてプライバシー権侵害に基づく差止請求についても否定した。これを受けて、X 側は、最高裁の判断を仰ぐため、東京高裁に許可抗告の申立てを行い、東京高裁はこれを許可した。

このような経過から最高裁がどのような判断を下すのかについて社会的な耳目が集まっていた。

IV. 最高裁決定の内容

最高裁（最決平 29・1・31 裁判所 HP）は、プライバシー侵害に基づき検索結果の削

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

除請求を求めることができる場合について、以下のとおり説示した上、結論としては、本件では、X が逮捕された事実を公表されない法的利益が優越することが明らかではないとして許可抗告を棄却した。

検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトの URL 等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該 URL 等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該 URL 等情報を検索結果から削除することを求めることができると解するのが相当である。

V. 最高裁決定の意義と影響

上記の最高裁決定は、事実を公表されない法的利益（プライバシー）と、検索結果を提供する理由に関する諸事情を比較衡量して削除の可否を決すべきとした点は、従来の判例²の判断枠組みと大きく異ならない。また、「忘れられる権利」にも特に言及しなかった。

しかし、本件のような事案について、最高裁が考慮要素や判断基準を明示した点には意義があり、今後、少なくともプライバシー侵害に基づく検索結果の削除請求事件では、この考慮要素や判断基準に当てはめて削除請求の可否が判断されることになる。

その場合に、最高裁が、「当該事実を公表されない法的利益と当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量した結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」に削除を求めることができるとしている点には、留意が必要である。なぜならば、一般的に、最高裁が示した検索結果を提供する理由に関する諸事情を総合的に考慮した結果、事実を公表されない法的利益（プライバシー）が優越することが「明らか」であることを削除請求者側が主張立証することは相当程度困難であるように思われ、今後の裁判において、裁判所が上記最高裁決定の規範を文字どおりに適用すると、検索結果の削除が認められる場合は、相当程度限定的な事例に限られる可能性があるからである。

また、上記最高裁決定は、あくまでもインターネット上の検索エンジンの検索結果の削除請求に関するものであり、掲示板やブログその他 SNS 等のサービス提供者に対する削除請求の規範としてそのまま当てはまるとは限らない点にも留意が必要である。検索結果から削除されると個別のサービスの投稿が削除されるのでは表現の自由ない

² 最判平 6・2・8 民集 48 巻 2 号 149 頁〔ノンフィクション「逆転」事件〕等

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

し知る権利への制約の程度も異なる可能性があるからである。

上記の最高裁決定は文字どおり検索結果の削除についてハードルを上げたと評価してよいのか、実際にどのような事例であれば検索結果の削除が認められるのか、検索結果の削除請求以外にもこの規範が用いられるのか、等については、今後の具体的な裁判例の集積が待たれる。

(弁護士 上村 哲史)

セミナー・文献情報

- セミナー 『均等論の現状と課題』

開催日時 2017年3月30日(木) 13:30~17:00

講師 設楽 隆一

主催 (共催) 大阪弁護士会、大阪弁護士会知的財産法実務研究会
- セミナー 『企業の情報漏えいリスクと実務対応』

開催日時 2017年3月30日(木) 13:30~16:30

講師 上村 哲史

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『ドローンに関する法規制の日米比較と関係ビジネスの今後の展開』

開催日時 2017年4月3日(月) 13:30~16:30

講師 戸嶋 浩二、林 浩美

主催 金融ファクシミリ新聞社
- 本 『Who's Who Legal TMT2017 Information Technology Roundtable』
(2017年1月刊)

出版社 Who's Who Legal

著者 小野寺 良文
- 論文 「ざっくりさくっと著作権 第10回保護期間~著作権等はいつまで保護される？」

掲載誌 月刊コピーライト No.669 Vol.56

著者 池村 聡
- 論文 「Robotics 法律相談室 自動航行船舶を実用化するには国際条約上でどのような検討が必要か」

掲載誌 日経 Robotics 2017年3月号

著者 林 浩美

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

- 本 『The International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2017』
5th Edition (2017年2月刊)
出版社 Global Legal Group Ltd
著者 林 浩美
- 本 『インターネット訴訟 [第1版]』(2017年3月刊)
出版社 株式会社中央経済社
著者 上村哲史、山内洋嗣、上田雅大(著) / 森・濱田松本法律事務所(編)
- 論文 「知財判例速報 展示会への出展と商品形態模倣 / 応用美術——知財高判平成28年11月30日」
掲載誌 ジュリスト 1504号
著者 田中 浩之

NEWS

➤ Chandler MHM Limited 業務開始のお知らせ

当事務所は、Mori Hamada & Matsumoto (Thailand) Co., Ltd.を通じ、タイの大手法律事務所である Chandler & Thong-ek Law Offices Limited (チャンドラー・アンド・トンエック法律事務所、以下 CTLO) と経営統合し、CTLO の名称を Chandler MHM Limited (以下 CMHM) へ変更し、2017年1月4日より業務を開始いたしました。

当事務所は、2015年4月にバンコクオフィス (Mori Hamada & Matsumoto (Thailand) Co., Ltd.) を開設し、日本人弁護士4名、タイ人弁護士1名の体制でアドバイスを提供してまいりましたが、タイ市場においてさらに強固な基盤を確立し、東南アジアにおける多種多様な法務需要に幅広く応えるべく、今般の経営統合を機に、飛躍的に体制を充実させてまいります。

当事務所のパートナーであり、海外 M&A や国際取引・通商実務に精通した河井聡弁護士が CMHM のマネージング・パートナーに、CTLO のマネージング・パートナーである Niwes Phancharoenworakul 弁護士とともに就任いたしました。さらに、当事務所の東京オフィス、シンガポールオフィス、及びジャカルタデスクにて執務していた日本人弁護士3名も CMHM に拠点を移し、より一層の体制強化を行いました。

その結果、CMHM は、既に CTLO に在籍しているタイ人・米国人等の弁護士と合わせ、50名を超える陣容となり、日本の法律事務所の拠点としてはタイ国内はもとより東南アジア地域で群を抜いた規模となります。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

当事務所は、今後とも、東京、大阪、名古屋、福岡、北京、上海、シンガポール、ヤンゴン、ジャカルタそして CMHM の各拠点の全弁護士が一丸となって、より一層クライアントの皆様のお役に立てるよう尽力してまいりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

➤ **新人弁護士（29名）が入所しました**

➤ **Chambers Asia Pacific 2017 にて高い評価を得ました**

Chambers Asia Pacific 2017 で、当事務所は Intellectual Property (Band 2)を含む 14 の分野で上位グループにランキングされ、Intellectual Property の分野で三好豊をはじめ 35 名の弁護士が各分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。また、当事務所のヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、GENERAL BUSINESS LAW: INTERNATIONAL FIRMS - MYANMAR の分野でランクインいたしました。

➤ **設楽 隆一 弁護士が入所しました**

当事務所は、2017 年 2 月 15 日付で、本年 1 月に知的財産高等裁判所長を退官した設楽 隆一 弁護士を客員弁護士として迎えました。

設楽弁護士は、東京地方裁判所知的財産権部や知的財産高等裁判所等で知的財産訴訟実務に携わり、また、知的財産高等裁判所長として知的財産訴訟に関する国際的な活動においても中心的な役割を果たしてこられました。

設楽弁護士の入所により、当事務所は、知的財産紛争において、更に充実したリーガルサービスを提供できるよう努めてまいります所存です。

➤ **パートナー及びオブ・カウンセル就任のお知らせ**

本年 1 月 1 日付にて、下記の 4 名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

田中 光江、埴 晋、渡辺 邦広、小島 冬樹

また、同日付で 3 名の弁護士がオブ・カウンセルに就任いたしました。

【オブ・カウンセル】

柴田 久、原 潔、孫 彦

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

➤ 村上 博隆 公認会計士・税理士が入所しました

2017年3月1日付で、村上 博隆 公認会計士・税理士が、森・濱田松本法律事務所・MHM 税理士事務所に加入しました。

村上公認会計士・税理士は、東京国税局に勤務した後、有限責任監査法人トーマツにて勤務し、東京国税局では法人税、消費税、源泉所得税及び印紙税等に関する税務調査等を、有限責任監査法人トーマツでは、会計監査や株式公開支援業務等を担当してきました。

村上公認会計士・税理士の入所により、法務と一体となった税務サービスを、さらに充実した体制で提供できるように、努めてまいり所存です。

➤ The Eighth Edition of Best Lawyers in Japan にて高い評価を得ました

Best Lawyers (ベスト・ロイヤー) による、The Eighth Edition of Best Lawyers in Japan において、Intellectual Property Law の分野で内田 晴康、松田 政行、飯塚 卓也、齋藤 浩貴、横山 経通、三好 豊及び小野寺 良文が選ばれました。

➤ Chambers Global 2017 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2017 で、当事務所は Intellectual Property (Band 2) を含む7つの分野で上位グループにランキングされ、三好 豊及び小野寺 良文をはじめ 26名の弁護士が各分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com